

三田市通讯中文版

三田市政府消息

7月



三田市公共会堂中心〒669-1528 三田市駅前町2-1 キッピモール6階
电话；079-559-5023 / 传真；079-563-8001 / E-mail: machizukuri_u@city.sanda.lg.jp

介護保険施設等での利用者負担額の減額制度 护理保险设施等利用者負担金额的减额制度

介護保険では施設入所時やショートステイ利用時の部屋代や食費は利用者負担になりますが、下表の軽減制度があります。対象の人は、市が交付する「介護保険負担限度額認定証」を施設に提示すると段階毎の負担限度額まで居住費や食費が軽減されます。認定証の交付には申請が必要です。

※非課税年金(遺族・障害)収入も含め判定

※利用者負担額の減額認定は申請月の1日から適用開始

※現在認定証を交付されている人の有効期限は7月31日。8月1日以降も引き続き制度を利用の場合は、8月末までに再度申請と認定が必要。

虽然护理保险制度规定住进福利设施或短期入住利用时所发生的房费和伙食费等费用由利用者来负担,但可利用下列表格内的减额制度。做为此减轻负担制度对象的人将市政府交付的「护理保险负担限额认定证」出示给他所利用的设施,那么居住费和伙食费将减轻到各个阶段所规定的的负担限度金额。交付认定证需要申请。

※包括不征收养老金(遗族・残疾)的收入判定

※利用者負担額の減額認定从申请当月的1日就开始适用

※现在已交付的认定证的有效期为7月31日。如果8月1日以后继续利用此减轻制度,必须在8月末之前重新申请并被认定。

利用者負担の限度額(1日あたり) 利用者負担限度(1天)

利用者負担段階及び負担限度額 利用者负担阶段及负担限额	居住費 居住费				食費 伙食费
	ユニット 型個室 组合型 单间	ユニット型 準個室 组合型 准单间	従来型 個室 旧式单间	多床室 多床室	
第1段階 第一阶段 ・住民税非課税世帯であって、老齢福祉年金を受給している人 ・生活保護を受けている人 ・不需缴纳住民税家庭并领取老齡福利养老金的人 ・领取生活补贴的人	¥820	¥490	¥490 (¥320)	¥0	¥300
第2段階 第二阶段 住民税非課税世帯で、課税年金収入額と非課税年金収入額及び合計所得金額の合計が年間80万円以下の人 不需缴纳住民税家庭并征税养老金收入加上免税养老金收入再加上共计所得的总额一年为80万日元以下的人。	¥820	¥490	¥490 (¥420)	¥370	¥390
第3段階 第三阶段 住民税非課税世帯で、第1段階及び第2段階以外の人 不需缴纳住民税家庭,在第一阶段及第二阶段之外的人	¥1,310	¥1,310	¥1,310 (¥820)	¥370	¥650

注 () 内は特別養護老人ホームと短期入所生活介護(ショートステイ)利用の場合

注 () 内の数字是利用特别护理敬老院和短期入所生活护理(Short stay)时的金额

【申込・問合せ】介護保険課(Kaigohokennka)

【申請・问讯处】护理保险科

☎079-559-5078 FAX 079-563-1447



灾害时的紧急信息避难信息等, 向您的手机邮件提供及时正确的讯息。

在“兵庫防灾网(Hyogo Emergency net)”上赶快登记吧。http://bosai.net/e/ (英, 中, 韩, 葡, 越)

外国人よろず相談「消費者トラブルの現状と対策」

市内で増加している消費生活相談の内容と悪質商法の
の手段、対策について紹介します。(当日は通常の個別
相談も有)

- 日時=7月22日(土) 10:30~11:45
- 場所=まちづくり協働センター 講座室
- 定員=25名程度
- 参加費=無料
- その他=通訳・託児有 (1週間前までに要相談)
- 申込み=7月1日より Tel, Fax, メール, 窓口にて

外国人住民のための「よろず相談窓口」

日常生活でわからないことや困っていることなどの
相談に、お気軽にご利用ください。

相談は無料です。相談内容の秘密は守ります。

- 日時=毎月第2水曜日と第4土曜日
10時30分~12時30分

★7月は、12日(水)、22日(土)です。

- 場所=まちづくり協働センター (電話相談も可能。)
- 対応言語=日本語、中国語、英語

(その他の言語は、事前に相談してください。)

【問合せ】国際交流プラザ(Kokusaikoryu Plaza)

10時~17時 ☎ 079-559-5164

Email kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp

国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料の支払が難しい場合、支払が免除・
猶予(保留)される制度があります。必要な人は手続を
してください。

- 免除制度=
本人、配偶者(妻・夫)、世帯主の前年の収入が一定
金額以下の場合、翌年6月まで支払いが全額又は一部免除
されます。

- 納付猶予制度=
50歳未満の人で、本人と配偶者の前年の収入が一定
金額以下の場合、翌年6月まで納付が猶予(保留)されま
す(一緒に住んでいる世帯主の収入は関係ありません)。

- 申請時期=
7月3日(月)~受付開始

【問合せ】市民課(Shiminka)

☎ 079-559-5067 FAX 079-560-2101



万事通咨询窗口「消费者纠纷的现状和对策」

在本市, 关于有所增长的消费生活咨询的内容以及恶劣的
营销手段, 来进行对策讲解。(当日也有正常个别咨询)

- 时间=7月22日(星期六) 10:30~11:45
- 地点=三田市公共会堂中心 讲座室
- 定员=25名左右
- 参加费=免费
- 其它=有口译和托儿(一周前要咨询)
- 报名=7月1日开始以电话 传真 邮件窗口的方式报名

为外国人的「万事通咨询窗口」

在日常生活当中遇到不知道的事或困难的时候, 请随时
来咨询。费用免费。对咨询内容严守秘密。

- 日期与时间=每月第2个星期三和第4个星期六的
10点30分~12点30分

★7月份的咨询安排在7月12日(星期三)和22日(星期
六)。

- 地点=三田市公共会堂中心(同时接受电话咨询。)
- 可以利用翻译服务的语言=日文、中文、英文(如果希
望利用其他语言翻译服务, 请事先向下列单位问讯。)

【问讯处】国际交流广场

10点~17点 ☎ 079-559-5164

E-mail kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp



国民养老金保险费の免除制度

在国民养老金保险料的支付有困难的情况下, 有可以给
予免除以及暂缓(保留)的制度。有必要的人请办理手续。

- 免除制度=
本人, 配偶(妻子 丈夫)如果户主去年的收入在一定金额
以下, 到第二年的6月可以免除全額或者一部分金額。

- 暂缓缴纳制度=
未满50岁者, 如果本人和配偶去年的收入在一定金額以下,
到第二年的6月份给予暂缓(保留)。(与一起居住的户主
的收入无关)

- 申请时期=
7月3日(星期一)开始办理

【问讯处】市民科

☎ 079-559-5067 FAX 079-560-2101

認可外保育施設利用者補助事業

認可保育所・認定こども園・小規模保育の入所待ちで、認可外保育施設を利用する家庭に、保育料の補助を実施しています。※一部対象外の施設があります。

■補助対象者＝下記のすべてに該当する人
①三田市在住（利用している認可外施設は市外でも可能です）

②補助対象月の1日に、市内の認可保育所などの入所待ちをしている

③補助対象月の最初の保育日に、認可外保育施設に在籍している

④認可外保育施設と月160時間以上の契約をしている

⑤認可外保育施設の保育料及び市税を支払期日までに支払っている

■補助額＝対象施設に支払っている月額保育料と認可保育所等に入所した場合の月額保育料相当額との差額（最大月額60,000円）

※給食費やおやつ代、延長保育料等については補助対象外です。

■申請時期＝1期分(4月～7月)は7月3日～7月31日必着、2期分(8月～11月)は11月1日～11月30日必着、3期分(12月～2018年3月)は2018年3月1日～3月30日必着でことも支援課まで申請をしてください。

■提出書類＝こども支援課で配布しています(市ホームページからもダウンロードできます)。また、認可保育所などを入所待ちの子どもの保護者には、6月下旬頃に申請の案内を郵便で送っています。

【申込・問合せ】こども支援課(Kodomoshienka)
☎ 079-559-5073 FAX 079-563-3611



1万ピースのKAPLAであそぼう

家庭教育学級合同フォーラムでカプラワークショップを開催します。1万ピースのKAPLAを使って親子で協力して作品をつくってみましょう。

■日時＝7月29日(土)13～15時

■場所＝総合福祉保健センター 多目的ホール

■講師＝カプラ関西/エール(株) インストラクター 笥智さん

■対象・定員＝市内小学生と保護者50組 ※多数の場合抽選、参加できない場合のみ連絡

■参加費＝無料

■一時保育＝未就学児(要申込)

■申込＝7月19日(水)までに、住所、名前、電話番号、子どもの学年・学校名を記入し、電話、ファクス、窓口、eメールで 〒669-1546弥生が丘1-1-2 サンフラワービル2階

【問合せ】健やか育成課(Sukoyakaikuseika)
☎079-562-0833 FAX 079-562-0933
Email sukoyaka@city.sanda.lg.jp

認可外保育施設利用者補助事業

三田市对等待認可保育所・認定児童園・小規模保育施設の入园批准而还在利用着認可外保育施設の家庭实施保育費用補助工作。※有一部分施設是此補助工作的对象之外。

■補助対象者＝满足下列所有条件の人

①居住在三田市（现在利用市外認可外施設の人也可以）

②在補助対象月の当月一日还在等待市内認可保育所等保育施設の入园批准。

③在補助対象月の第一个保育日孩子在認可外保育施設在冊。

④与認可外保育施設签了一个月160小时以上的保育合同。

⑤如期交纳認可外保育施設保育費用与市税。

■補助金額＝支付给对象施設の毎月保育費用与如果孩子上認可保育所等施設时该支付的毎月保育費用的差额（每个月最多60,000日元）

※伙食費、零食費及延長保育費等費用是補助对象之外。

■申請時間＝第1期（4月～7月）必須在7月3日～7月31日，第2期（8月～11月）必須在11月1日～11月30日，第3期（12月～2018年3月）必須在2018年3月1日～3月30日，在上述申請時間內到兒童支援科申請。

■申請文件＝可以在兒童支援科拿到。（也可以从三田市主页下载）。另外，在6月下旬已经把申請通知書郵寄給現在等待認可保育所等保育施設入园批准的孩子家長。

【申請・問訊處】兒童支援科
☎ 079-559-5073 FAX 079-563-3611



让我们一起玩玩一万块卡普乐吧！

在家庭教育学习班联合论坛上将举行卡普乐创造室活动。让我们一起用一万块卡普乐积木亲子协力搭建作品吧。

■時間＝7月29日(星期六)13点～15点

■地点＝综合福利保健中心 多用途大厅

■講師＝卡普乐关西/YELL有限公司教练 笥智先生

■对象及定员＝市内小学生及其家长50组 ※若应募者多就进行抽签、只给抽签没中的人通知。

■参加費＝免費

■临时托儿服务＝学龄前儿童(需要申請)

■報名＝在7月19日(星期三)之前、將地址、姓名、電話號碼及孩子的年級和校名通過電話、FAX、窗口及電子郵件等方式報名 〒669-1546Yayoiga 丘1-1-2 Sunflower 大樓2樓。

【問訊處】健康培育科
☎079-562-0833 FAX 079-562-0933
Emailsukoyaka@city.sanda.lg.jp

三田まつりの花火を本庁舎屋上で鑑賞しませんか！

花火大会の観覧場所として市役所本庁舎6階市民展望ひろばを抽選で開放します。

■日時＝8月5日（土）20時～

■場所＝市役所本庁舎6階市民展望ひろば

■対象＝代表者が市内在住・在勤・在学者

■定員＝15組（一組6名まで、多数の場合抽選）

■参加費＝無料

■留意事項＝

1. 当日は公共交通機関を利用ください。
2. 観覧場所での喫煙・飲酒は禁止
3. 簡単な軽食や飲料の持込可能（ゴミは持ち帰り）
4. 三脚の利用はご遠慮ください。
5. 周りの迷惑にならない範囲で、椅子やレジャーシート
の持込可能

■申込み＝7月14日必着，住所，代表者氏名，
電話番号，参加人数，（市外在住の方は勤務先，学校名）

を往復ハガキで、〒669-1595 三田市三輪2-1-1 管財
営繕課まで

【問合せ】管財営繕課(Kanzaieizenka)

☎079-559-5034 FAX 079-559-6877

給食試食と給食センターミニ探検

■日時＝7月21日（金）11時～13時

■場所＝ゆりのき台給食センター

■定員＝40人（申込多数の場合は抽選）※小学校

低学年以下の子どもは中学生以上が同伴

■参加費＝300円

【申込み・問合せ】7月5日必着、参加者全員の名前、
年齢、電話番号を記入し、往復はがき（代表者宛名記入）

で、〒669-1324三田市ゆりのき台6-8 ゆりのき台給食
センターまで

給食試食会担当(Kyushokushishokukaitantou)

☎079-567-2279 FAX 079-567-2329

想在市政府本庁舎屋頂上观赏三田烟花大会吗？

市政府本庁舎6楼市民展望广场作为烟花大会最佳观赏地点，现在开始抽签了！

■时间＝8月5日（星期六）20点～

■地点＝市政府本庁舎6楼市民展望广场

■对象＝代表者要在三田市内居住或是工作，上学的人

■定员＝15组（每组6人、参加人数多时抽签决定）

■参加费＝免费

■注意事项＝

1. 当天请利用公共交通工具来。
2. 观赏处禁止吸烟喝酒。
3. 可以带来便餐和饮料。（请把垃圾带回家）
4. 请不要使用三脚架设备。
5. 在不打扰其他人的范围之内，可以带椅子和铺垫。

■报名＝须于7月14日之前邮寄到。请将写有住所，代表
者姓名，电话号码，参加人数，（住在市外的人的单位名以及
学校名）的往返明信片邮寄到以下地点〒669-1546 三田市
三輪2-1-1 公共财产管理科

【问讯处】公共财产管理科

☎079-559-5034 FAX 079-559-6877

品尝学校午餐及供餐中心小体验

■时间＝7月21日（星期五）11点～13点

■地点＝Yurinoki 台伙食中心

■定员＝40人（参加人数多时抽签决定）※低年级的小学
生要有中学生以上的人陪同

■参加费＝300日元

【报名・问讯】须于7月5日之前邮寄到。请将写好所有
参加者的姓名，年龄，电话号码的往返明信片（请写好代表
者的名字），寄到以下地点、〒669-1324 三田市
Yurinoki-dai6-8 Yurinoki 台伙食中心
学校午餐品尝会负责人

☎079-567-2279 FAX 079-567-2329